

草津市告示第100号

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市就学援助費給付要綱(平成29年草津市告示第322号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

<p>その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であって、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以下同じ。）</p>	<p>学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上の学年に在学する児童または生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をいう。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、校外活動費（児童もしくは生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通にかかる経費および見学に係る経費または児童もしくは生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通、宿泊および見学にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学費（児童または生徒が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通にかかる経費であって、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃をいう。以下同じ。）、修学旅行費、医療費、学校給食費（児童または生徒が学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する経費のうち材料にかかる費用をいう。以下同じ。）、体育実技用具費（中学校等の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手および垂れをいう。）、剣道着、竹刀および防具袋で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入にかかる経費をいう。以下同じ。）および卒業アルバム代等（小学校等または中学校等を卒業する児童または生徒に対して、通常制作する卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費をいう。以下同じ。）</p>
--	---

を

<p>その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であって、要保護者に準ずる程度に困窮</p>	<p>学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかか</p>
---	---

<p>している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以下同じ。）のうち、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱（令和2年草津市告示第343号）に基づく利用者を除いたもの</p>	<p>る経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上の学年に在学する児童または生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をいう。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、校外活動費（児童もしくは生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通にかかる経費および見学に係る経費または児童もしくは生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通、宿泊および見学にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学費（児童または生徒が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通にかかる経費であって、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃をいう。以下同じ。）、修学旅行費、医療費、学校給食費（児童または生徒が学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する経費のうち材料にかかる費用をいう。以下同じ。）、体育実技用具費（中学校等の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手および垂れをいう。）、剣道着、竹刀および防具袋で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入にかかる経費をいう。以下同じ。）および卒業アルバム代等（小学校等または中学校等を卒業する児童または生徒に対して、通常制作する卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費をいう。以下同じ。）</p>
<p>その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者であつて草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱に基づく利用者</p>	<p>学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費、体育実技用具費、卒業アルバム代等およびオンライン学習通信費（ICTを通じた教育が、学校長もしくは教育委員会が正規の教材として指定するものまたは正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入またはレンタルに係る費用を含む。）</p>

に改める。

第5条第5項中「教育扶助」の右に「または草津市特別支援教育就学奨励費要綱（平成28年草津市告示第104号）第3条第1項第10号に規定するオンライン学習通信費」を加える。

別記様式第1号を次のように改める。

年度 児童生徒就学援助費給付申請書

草津市長宛

年 月 日

就学援助費を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名

○申請理由 (該当する番号に○をしてください)

1. 現在、生活保護を受けている。	2. 経済的に困っている。
-------------------	---------------

口座振替依頼書		
草津市会計管理者 様	年 月 日	
住 所		
申請者(保護者)氏名		
年度就学援助費は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。		
金融機関名	支店名	口座番号(7ケタ)
農協 銀行 信用金庫	本店 支店 出張所	
預金種目	口座名義人(※必ずフリガナを記入)	
普通・当座	フリガナ 氏 名	

○委任状(必須)

①私は、学校給食費に係る援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。
②私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。
年 月 日
保護者氏名

○その他の承諾事項(任意)

私が就学援助費受給者となった場合、草津市がこの申請に係る私の個人情報、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉施策(年末助け合い運動など)の対象者として当該団体に提供することを承諾します。
年 月 日
保護者氏名

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条第2項関係)

年度 児童生徒就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定申請書

草津市長宛

年 月 日

就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名

○申請理由 (該当する番号に○をしてください)

1. 現在、生活保護を受けている。	2. 経済的に困っている。
-------------------	---------------

口座振替依頼書

草津市会計管理者 様 年 月 日

住 所 _____

申請者(保護者)氏名 _____

年度就学援助費は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

金融機関名	支店名	口座番号(7ケタ)
農協 銀行 信用金庫	本店 支店 出張所	
預金種目	口座名義人(※必ずフリガナを記入)	
普通・当座	フリガナ	
	氏名	

○委任状(必須)

私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

年 月 日

保護者氏名 _____

○その他の承諾事項(任意)

私が就学援助費受給者となった場合、草津市がこの申請に係る私の個人情報を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉施策(年末助け合い運動など)の対象者として当該団体に提供することを承諾します。

年 月 日

保護者氏名 _____

別記様式第8号中「担任印」を「担任確認欄」に、「校長印」を「校長確認欄」に改め、「平成」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

草津市就学援助費給付要綱（平成29年告示第322号）新旧対照表

改正後（案）	現行								
<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>平成29年11月9日 告示第322号</p> <p>第1条～第2条（略） （給付対象者および給付対象経費）</p> <p>第3条 この要綱による就学援助費の給付は、次の表左欄に掲げる給付対象者に対し、次の表右欄に掲げる経費を対象として行う。</p>	<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>平成29年11月9日 告示第322号</p> <p>第1条～第2条（略） （給付対象者および給付対象経費）</p> <p>第3条 この要綱による就学援助費の給付は、次の表左欄に掲げる給付対象者に対し、次の表右欄に掲げる経費を対象として行う。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="836 1559 879 2007">給付対象者</th> <th data-bbox="836 1113 879 1559">給付対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 1559 1334 2007"> (略) その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以上の学年に在学する児童または </td> <td data-bbox="879 1113 1334 1559"> (略) 学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上 </td> </tr> </tbody> </table>	給付対象者	給付対象経費	(略) その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以上の学年に在学する児童または	(略) 学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="836 640 879 1088">給付対象者</th> <th data-bbox="836 203 879 640">給付対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 640 1334 1088"> (略) その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以上の学年に在学する児童または </td> <td data-bbox="879 203 1334 640"> (略) 学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上 </td> </tr> </tbody> </table>	給付対象者	給付対象経費	(略) その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以上の学年に在学する児童または	(略) 学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上
給付対象者	給付対象経費								
(略) その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以上の学年に在学する児童または	(略) 学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上								
給付対象者	給付対象経費								
(略) その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であつて、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以上の学年に在学する児童または	(略) 学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上								

改正後 (案)	現行
<p>下同じ。)のうち、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱(令和2年草津市告示第343号)に基づく利用者を除いたもの</p> <p>生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をいう。)の購入にかかる経費をいう。以下同じ。)、校外活動費(児童もしくは生徒が校外活動(学校外に教育の場を求め行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。)のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通にかかる経費および見学に係る経費または児童もしくは生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通、宿泊および見学にかかる経費をいう。以下同じ。) 、通学費(児童または生徒が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通にかかる経費であって、片道の通学距離が児童</p>	<p>下同じ。)</p> <p>生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をいう。)の購入にかかる経費をいう。以下同じ。) 、校外活動費(児童もしくは生徒が校外活動(学校外に教育の場を求め行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。)のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通にかかる経費および見学に係る経費または児童もしくは生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通、宿泊および見学にかかる経費をいう。以下同じ。) 、通学費(児童または生徒が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通にかかる経費であって、片道の通学距離が児童</p>

改正後 (案)	現行
<p> にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃をいう。以下同じ。) 、 修学旅行費、医療費、学校給食費 (児童または生徒が学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する経費のうち材料にかかる費用をいう。以下同じ。) 、 体育実技用具費 (中学校等の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式 (面、胴、甲手および垂れをいう。) 、 剣道着、竹刀および防具袋で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入にかかる経費をいう。以下同じ。) および </p>	<p> にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃をいう。以下同じ。) 、 修学旅行費、医療費、学校給食費 (児童または生徒が学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する経費のうち材料にかかる費用をいう。以下同じ。) 、 体育実技用具費 (中学校等の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式 (面、胴、甲手および垂れをいう。) 、 剣道着、竹刀および防具袋で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入にかかる経費をいう。以下同じ。) および </p>

改正後 (案)	現行
<p>その児童または生徒が<u>草津市立小学校等</u>または<u>中学校等</u>に<u>在学</u>する<u>準要保護者</u>であつて<u>草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱</u></p> <p>卒業アルバム代等 (小学校等または中学校等を卒業する児童または生徒に対して、通常制作する卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費をいう。以下同じ。)</p> <p><u>学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費、体育実技用具費、卒業アルバム代等</u>および<u>オンライン学習通信費 (ICT を通じた教育が、学校長もしくは教育委員会が正規の教材として指定するものまたは正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費 (モバイルルーター等の通信機器の購入またはレンタルに係る費用を含む。))</u></p> <p>(略)</p>	<p>卒業アルバム代等 (小学校等または中学校等を卒業する児童または生徒に対して、通常制作する卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費をいう。以下同じ。)</p> <p>(略)</p>

改正後 (案)	現行
第4条 (略)	第4条 (略)
第5条 (略)	第5条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項の規定にかかわらず、就学援助費は生活保護法による教育扶助または <u>草津市特別支援教育就学奨励費要綱</u> （平成28年草津市告示第104号）第3条第1項第10号に規定する <u>オンライン学習通信費</u> と重複して給付することはできない。	5 第1項の規定にかかわらず、就学援助費は生活保護法による教育扶助と重複して給付することはできない。
第6条～第12条 (略)	第6条～第12条 (略)
別記様式第1号（第4条第1項関係）	別記様式第1号（第4条第1項関係）

改正後 (案)

様式第1号(修正案第1項関係)

年度 凡成生延延就学援助費交付申請書

京都市長宛

就学援助費を受けたので下部のとおり申請します。

年度 年度 年度 年度 年度

申請者(保護者) 住所	
氏名	

○申請理由 (該当する番号に○をしてください)

1. 現在、生活保護を受けている。
2. 経済的に困っている。

京都市社会福祉課 課長	凡成生延延就学援助費																														
住所																															
申請者(保護者)氏名																															
年度就学援助費は、次の11月に限り支給されるよう依頼します。																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>申請理由番号</td> <td>支給月</td> <td>申請年度(アケ)</td> </tr> <tr> <td>金融機関</td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通預金</td> <td>銀行</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>口座番号</td> <td>口座名義人(必ずフリガナを記入)</td> </tr> </table>	申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)	金融機関	支店		普通預金	銀行			支店			口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>申請理由番号</td> <td>支給月</td> <td>申請年度(アケ)</td> </tr> <tr> <td>金融機関</td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通預金</td> <td>銀行</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>口座番号</td> <td>口座名義人(必ずフリガナを記入)</td> </tr> </table>	申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)	金融機関	支店		普通預金	銀行			支店			口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)
申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)																													
金融機関	支店																														
普通預金	銀行																														
	支店																														
	口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)																													
申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)																													
金融機関	支店																														
普通預金	銀行																														
	支店																														
	口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)																													
普通・当座	フリガナ	氏名																													

○委任状(必要)

申請は、学級長に係る補助費の受取等に係る一切の権限を、在籍する学級長に委任します。
申請は、学級長に委任した場合には、年度就学援助費の受取等に係る一切の権限を、在籍する学級長に委任します。

年度 年度 年度 年度 年度

保護者氏名

○その他の承認事項(任意)

私が就学援助費受給者となった場合、京都市がこの申請に係る私の個人情報、社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会が行う福祉調査(家庭訪問等)の対応者として当該団体に協力をすることを承諾します。

年度 年度 年度 年度 年度

保護者氏名

現行

様式第1号(案第1項関係)

年度 年度 凡成生延延就学援助費交付申請書

京都市長宛

就学援助費を受けたので下部のとおり申請します。

年度 年度 年度 年度 年度

申請者(保護者) 住所	
氏名	

○申請理由 (該当する番号に○をしてください)

1. 現在、生活保護を受けている。
2. 経済的に困っている。

京都市社会福祉課 課長	凡成生延延就学援助費																														
住所																															
申請者(保護者)氏名																															
年度就学援助費は、次の11月に限り支給されるよう依頼します。																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>申請理由番号</td> <td>支給月</td> <td>申請年度(アケ)</td> </tr> <tr> <td>金融機関</td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通預金</td> <td>銀行</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>口座番号</td> <td>口座名義人(必ずフリガナを記入)</td> </tr> </table>	申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)	金融機関	支店		普通預金	銀行			支店			口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>申請理由番号</td> <td>支給月</td> <td>申請年度(アケ)</td> </tr> <tr> <td>金融機関</td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通預金</td> <td>銀行</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>口座番号</td> <td>口座名義人(必ずフリガナを記入)</td> </tr> </table>	申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)	金融機関	支店		普通預金	銀行			支店			口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)
申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)																													
金融機関	支店																														
普通預金	銀行																														
	支店																														
	口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)																													
申請理由番号	支給月	申請年度(アケ)																													
金融機関	支店																														
普通預金	銀行																														
	支店																														
	口座番号	口座名義人(必ずフリガナを記入)																													
普通・当座	フリガナ	氏名																													

○委任状(必要)

申請は、学級長に係る補助費の受取等に係る一切の権限を、在籍する学級長に委任します。
申請は、学級長に委任した場合には、年度就学援助費の受取等に係る一切の権限を、在籍する学級長に委任します。

年度 年度 年度 年度 年度

保護者氏名

○その他の承認事項(任意)

私が就学援助費受給者となった場合、京都市がこの申請に係る私の個人情報、社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会が行う福祉調査(家庭訪問等)の対応者として当該団体に協力をすることを承諾します。

年度 年度 年度 年度 年度

保護者氏名

改正後 (案)

別記様式第2号 (第4条第2項関係)

様式第2号(第4条第2項関係)

年度 児童生徒能読学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定申請書

児童市長 児童生徒能読学援助費(新入学児童生徒学用品費等)を受けたいので下記のとおりに申請します。

年度 月 日

申請者(保護者)住所
 住所

○申請理由 (該当する部分に○を付けてください)

1. 別任、生活保護を受けている。
2. 経済的に困っている。

児童市長 児童生徒能読学援助費

申請者(保護者)氏名

児童市長 児童生徒能読学援助費

申請者(保護者)氏名

児童市長 児童生徒能読学援助費

申請者(保護者)氏名

児童市長 児童生徒能読学援助費

申請者(保護者)氏名

○委任状(必要)

私は、学校施設等に業務が任じた場合において、児童生徒能読学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学級長に委任します。

年度 月 日
 保護者氏名

○その他の承認事項(任意)

児童生徒能読学援助費受給者となる場合は、在籍している市町に係る市の個人住民税、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉訪問(年次助成金)に該当する児童等として当該団体に参加することを承諾します。

年度 月 日
 保護者氏名

現行

別記様式第2号 (第4条第2項関係)

様式第2号(第4条第2項関係)

年度 児童生徒能読学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定申請書

児童市長 児童生徒能読学援助費(新入学児童生徒学用品費等)を受けたいので下記のとおりに申請します。

年度 月 日

申請者(保護者)住所
 住所

○申請理由 (該当する部分に○を付けてください)

1. 別任、生活保護を受けている。
2. 経済的に困っている。

児童市長 児童生徒能読学援助費

申請者(保護者)氏名

児童市長 児童生徒能読学援助費

申請者(保護者)氏名

児童市長 児童生徒能読学援助費

申請者(保護者)氏名

○委任状(必要)

私は、学校施設等に業務が任じた場合において、児童生徒能読学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学級長に委任します。

年度 月 日
 保護者氏名

○その他の承認事項(任意)

児童生徒能読学援助費受給者となる場合は、在籍している市町に係る市の個人住民税、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉訪問(年次助成金)に該当する児童等として当該団体に参加することを承諾します。

年度 月 日
 保護者氏名

改正後 (案)	現行
<u>付 則</u> この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	

草津市教育委員会告示第10号

草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市教育委員会教育長 川 那 邊 正

草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱

草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「総所得（世帯全員の収入で、給与所得者については所得税法（昭和40年法律第33号）別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額）」を「合計所得金額（世帯全員の収入で、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得および当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。））」に改める。

別記様式第1号中「㊟」を削り、「就学援助の」を「就学援助費の」に、「学校確認印」を「学校確認欄」に改める。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の草津市準要保護者認定要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

草津市準要保護者認定要綱（平成29年教育委員会告示第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市準要保護者認定要綱</p> <p>平成29年11月9日 教委告示第18号</p> <p>改正 平成31年4月26日教委告示第12号</p> <p>第1条～第2条（略） （準要保護者の認定要件）</p> <p>第3条（略） (1)～(2)（略）</p> <p>(3) 職業が不安定で学級費等（学級費、児童会費、生徒会費、PTA会費等の学校へ納付する金銭をいう。以下この号において同じ。）の納付状態が悪い者、それらの減免を受けている者または学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められるものうち、その世帯の前年の<u>合計所得金額（世帯全員の収入で、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれてい</u></p>	<p>○草津市準要保護者認定要綱</p> <p>平成29年11月9日 教委告示第18号</p> <p>改正 平成31年4月26日教委告示第12号</p> <p>第1条～第2条（略） （準要保護者の認定要件）</p> <p>第3条（略） (1)～(2)（略）</p> <p>(3) 職業が不安定で学級費等（学級費、児童会費、生徒会費、PTA会費等の学校へ納付する金銭をいう。以下この号において同じ。）の納付状態が悪い者、それらの減免を受けている者または学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められるものうち、その世帯の前年の<u>総所得（世帯全員の収入で、給与所得者については所得税法（昭和40年法律第33号）別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額）</u>が、平成24年12月末日現在の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に従い算出した居宅にかかる基準生活費の額に加算（母子加</p>

改正後 (案)	現行
<p>の給与等の金額および同法第35条第2項第1号の規定によ <u>って計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額</u> (当該額が0を下回る場合には、0とする。)が、平成 24年12月末日現在の生活保護法による保護の基準(昭和 38年厚生省告示第158号)に従い算出した居宅にかかる 基準生活費の額に加算(母子加算、障害者加算および児童養 育加算に限る。)の額および教育扶助の額(基準額、学校給 食費、学習支援費および学級費等に限る。)を加えた額に 1. 2を乗じて得た額を年間額(12か月分)に換算し、借 家に居住している者においてはその家賃の額(12か月分) を加算して得た額以下である世帯に属するもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p>	<p>算、障害者加算および児童養育加算に限る。)の額および教 育扶助の額(基準額、学校給食費、学習支援費および学級費 等に限る。)を加えた額に1. 2を乗じて得た額を年間額 (12か月分)に換算し、借家に居住している者にあつては その家賃の額(12か月分)を加算して得た額以下である世 帯に属するもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p>

改正後 (案)

様式第1号(改正後)申請用紙

年度 児童生徒進学援助認定申請書(改正後)

本市教育委員会の規
定申請書の認定を受けたので下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者(保護者) 住所	
氏名	
電話番号	

○ 学校名 () 小学校・中学校 対象児童・生徒

氏名	生年月日	学年	申請認定の 学校		生年月日
			小学校	中学校	
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日

○ 居住状況(世帯別) 児童生徒の世帯別居住状況

氏名	住所	関係	生年月日
		保護者 本人	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

年1月1日時点で
a. 仮押付に在任
b. 他市町に在任

○ 申請理由(世帯別) 児童生徒の世帯別居住状況

() 住所が変更された後、児童生徒の世帯別居住状況が変更されている
() 児童生徒が転居したため、児童生徒の世帯別居住状況が変更されている
() その他 経路別に添付している

世帯別居住状況

() 持ち家
() 借家・賃貸アパート等(借家の場合は一併付)
() 市外・公団住宅
() 親戚宅
() 親戚宅
() 市外・公団住宅

○ 申請者(案名) 申請書の提出、申請書の提出が完了した時点で、必ず提出済みの申請書に添付してください。

進学援助認定申請書の提出後、認定申請書の提出を完了するために、関係機関(関係市のみ)への照会および
各校の調査を行うことを承諾します。

年 月 日
保護者氏名

現行

様式第1号(現行)申請用紙

年度 児童生徒進学援助認定申請書(現行)

本市教育委員会の規
定申請書の認定を受けたので下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者(保護者) 住所	
氏名	
電話番号	

○ 学校名 () 小学校・中学校 対象児童・生徒

氏名	生年月日	学年	申請認定の 学校		生年月日
			小学校	中学校	
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日
	年 月 日	年・第 号			年 月 日

○ 居住状況(世帯別) 児童生徒の世帯別居住状況

氏名	住所	関係	生年月日
		保護者 本人	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

年1月1日時点で
a. 仮押付に在任
b. 他市町に在任

○ 申請理由(世帯別) 児童生徒の世帯別居住状況

() 住所が変更された後、児童生徒の世帯別居住状況が変更されている
() 児童生徒が転居したため、児童生徒の世帯別居住状況が変更されている
() その他 経路別に添付している

世帯別居住状況

() 持ち家
() 借家・賃貸アパート等(借家の場合は一併付)
() 市外・公団住宅
() 親戚宅
() 親戚宅
() 市外・公団住宅

○ 申請者(案名) 申請書の提出、申請書の提出が完了した時点で、必ず提出済みの申請書に添付してください。

進学援助認定申請書の提出後、認定申請書の提出を完了するために、関係機関(関係市のみ)への照会および
各校の調査を行うことを承諾します。

年 月 日
保護者氏名

改正後（案）

様式第2号（案）（第53号）（別添6）

年度 児童生徒給付補助費（新入学児童生徒学用品費等）認定申請書（案）（世帯別）

児童生徒委員の氏名

年 月 日

児童生徒補助費（新入学児童生徒学用品費等）を交付するための下記のとおり申請します。

児童生徒補助費（新入学児童生徒学用品費等）を交付するための下記のとおり申請します。

申請者（保護者） 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

〇 幼小中学校1年・新中学校1年 対象児童・生徒

氏名	生年月日	学年	性別	住所	生年月日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日

〇 幼小中学校1年・新中学校1年 対象児童・生徒

氏名	生年月日	学年	性別	住所	生年月日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日

年 月 日現在で a. 大阪市に在住 b. 他市町に在住

〇 申請理由（理由）

- () 生活保護が停止・廃止されている
- () 児童扶養手当が支給されている
- () 児童扶養手当が支給されていない

現在の居住状況

- () 持ち家
- () 借家・賃貸アパート等（契約済みのみ）
- () 持ち家・借家・賃貸アパート等（契約済みのみ）
- () 市営・公団住宅
- () 親戚宅・社宅等（貸付）
- () 親戚宅・社宅等（借付）
- () 市営・公団住宅
- () 持ち家
- () 借家・賃貸アパート等（契約済みのみ）
- () 親戚宅・社宅等（貸付）
- () 親戚宅・社宅等（借付）
- () 市営・公団住宅

〇 申請理由（理由）

児童生徒給付補助費の交付決定に伴い、なお上記同一世帯の所得状況の調査をするために、関係機関（市町村のみ）への調査およびその他の調査を行うことを承認します。

年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

現行

様式第2号（第53号）（別添6）

年度 児童生徒給付補助費（新入学児童生徒学用品費等）認定申請書（世帯別）

児童生徒委員の氏名

年 月 日

児童生徒補助費（新入学児童生徒学用品費等）を交付するための下記のとおり申請します。

児童生徒補助費（新入学児童生徒学用品費等）を交付するための下記のとおり申請します。

申請者（保護者） 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

〇 幼小中学校1年・新中学校1年 対象児童・生徒

氏名	生年月日	学年	性別	住所	生年月日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日

〇 幼小中学校1年・新中学校1年 対象児童・生徒

氏名	生年月日	学年	性別	住所	生年月日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	男/女	市/区/町/村	年 月 日

年 月 日現在で a. 大阪市に在住 b. 他市町に在住

〇 申請理由（理由）

- () 生活保護が停止・廃止されている
- () 児童扶養手当が支給されている
- () 児童扶養手当が支給されていない

現在の居住状況

- () 持ち家
- () 借家・賃貸アパート等（契約済みのみ）
- () 持ち家・借家・賃貸アパート等（契約済みのみ）
- () 市営・公団住宅
- () 親戚宅・社宅等（貸付）
- () 親戚宅・社宅等（借付）
- () 市営・公団住宅
- () 持ち家
- () 借家・賃貸アパート等（契約済みのみ）
- () 親戚宅・社宅等（貸付）
- () 親戚宅・社宅等（借付）
- () 市営・公団住宅

〇 申請理由（理由）

児童生徒給付補助費の交付決定に伴い、なお上記同一世帯の所得状況の調査をするために、関係機関（市町村のみ）への調査およびその他の調査を行うことを承認します。

年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

改正後 (案)	現行
<p><u>付 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u> (<u>様式に関する経過措置</u>)</p> <p><u>2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の草津市準要保護者認定要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。</u></p>	

草津市告示第 85 号

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 29 日

草津市長 橋 川 涉

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱（令和2年草津市告示第343号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「費用」の右に「(同要綱で給付する額を超えて利用者の費用負担があった場合、その超えた額に限る。)」を加える。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条第1項関係）

家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のありました家庭学習のための通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 利用を許可します。

対象者

氏名	
学校名	草津市立 学校

2. 申請を却下します。

(理由)

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱（令和2年告示第343号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 利用者は、機器の貸与を受けた期間の通信に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 利用者が草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第322号）第3条に規定する準要保護者であって市長が認めるものは、機器の通信に要する費用（<u>同要綱で給付する額を超えて利用者の費用負担があつた場合、その超えた額に限る。</u>）の負担を免除することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>（機器の管理および譲渡等の禁止）</p> <p>第7条～第10条（略）</p> <p>別記様式第1号（略）</p> <p>様式第2号（第4条第1項関係）</p>	<p>○草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 利用者は、機器の貸与を受けた期間の通信に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 利用者が草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第322号）第3条に規定する準要保護者であって市長が認めるものは、機器の通信に要する費用の負担を免除することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>（機器の管理および譲渡等の禁止）</p> <p>第7条～第10条（略）</p> <p>別記様式第1号（略）</p> <p>様式第2号（第4条第1項関係）</p>

改正後（案）

様式第2号（第4号従1項関係）

家庭学習のための通信機器貸付決定（却下）通知書

第 〇 〇 号
年 月 日

様

草津市長

年 月 日付にて申請の取りました家庭学習のための通信機器の貸付について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

1. 利用を許可します。
（理由）

氏名	〇〇〇〇〇〇
学校名	草津市立〇〇〇〇

2. 申請を却下します。
（理由）

現行

様式第2号（第4号従1項関係）

家庭学習のための通信機器貸付決定（却下）通知書

第 〇 〇 号
年 月 日

様

草津市長

年 月 日付にて申請の取りました家庭学習のための通信機器の貸付について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1. 利用を許可します。
（理由）

氏名	〇〇〇〇〇〇
学校名	草津市立〇〇〇〇

2. 申請を却下します。
（理由）

別記様式第3号～別記様式第5号（略）

別記様式第3号～別記様式第5号（略）

改正後 (案)	現行
付 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	

草津市告示第103号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次の
ように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第8条」を「第
7条」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

草津市英語検定料補助金交付要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（補助事業等実績報告書の添付書類等）</p> <p>第7条 校長は、校長会長は、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支決算書</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、<u>第7条</u>に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（補助金の概算払）</p> <p>第7条 市長は、規則第16条第2項の規定により補助金を概算払により交付するものとする。</p> <p>（補助事業等実績報告書の添付書類等）</p> <p>第8条 校長は、校長会長は、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支決算書</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、<u>第8条</u>に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p>

改正後 (案)	現行
別記様式 (略) 付 則 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。	別記様式 (略)

草津市告示第102号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次の
ように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第8条」を「第
7条」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

草津市英語検定料補助金交付要綱新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(補助事業等実績報告書の添付書類等)</p> <p>第7条 校長会長は、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支決算書</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>付 則</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>第7条 市長は、規則第16条第2項の規定により補助金を概算払により交付するものとする。</p> <p>(補助事業等実績報告書の添付書類等)</p> <p>第8条 校長会長は、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支決算書</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。</p> <p>別記様式 (略)</p>

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名等	寄付 年月日	受納場所
モザイク ステッキ ボードセ ット	8台	9,999円	9,999円	草津市矢橋町4 草津市立老上こども 園PTA 会長 桑名美幸	令和3年 3月3日	老上 こども園
写真プリ ンター	1台	20,790円	20,790円			

